

平成 29 年度事業計画

社会福祉法人神聖会

基本理念

「笑顔と共に暮らせる場の提供」

基本方針

「施設で暮らす方々、地域で暮らす方々が笑顔になれるよう、全てのサービスで支えることを使命と考え最大限努力します」

☆利用者個々の尊厳を第一に考え笑顔ある暮らしに役立ちます

☆地域に暮らす利用者並びに、その家族が笑顔で生活して頂くためのお手伝いをさせていただきます

☆私達は、介護のプロであると自覚し、技術・知識を身につけ笑顔ある暮らしの場にしていきます

☆健全な経営で、安定した介護サービスを笑顔で取り組めるよう努力します

目 次

神聖会	5
1 理事会及び評議員会開催予定	5
2 年間収入目標	5
3 人員体制	6
4 人材の確保	6
5 社会福祉法人 神聖会 組織図	7
6 全体会議一覧	8
7 事業所別会議一覧	8
8 修繕関係	12
9 職員教育・研修の指針	12
特別養護老人ホーム菊華園	13
1 重点目標	13
2 実施内容	13
3 年間行事予定表	14
特別養護老人ホーム菊華園(ユニット型)	15
1 重点目標	15
2 実施内容	15
3 ユニット年間行事予定表	15
菊華園ショートステイサービス	16
1 実施内容(介護・予防共通)	16
菊華園デイサービスセンター	17
1 重点目標	17
2 実施内容	17
3 年間行事予定表	18
菊華園居宅介護支援センター	19
1 重点目標	19
I 介護給付	19
2 実施内容	19
3 実施地域	19
II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント	19
4 実施内容	19
ケアハウス菊華園	20
1 実施内容	20
2 週間計画	21
3 年間行事	21
夢の庄デイサービスセンター	22
1 重点目標	22
2 実施内容	22
3 行事計画予定表	23
夢の庄ショートステイサービス	24
1 重点目標	24
2 実施内容	24
3 年間行事予定表	24
夢の庄居宅介護支援センター	25
1 重点目標	25
I 介護給付	25
2 実施内容	25
3 実施地域	25

II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント	25
4 サービス実施内容	25
特別養護老人ホーム アンスリール	26
1 重点目標	26
2 実施内容	26
3 年間行事計画	27
4 防災訓練	27
アンスリール保育園	28
1 重点目標	28
2 実施内容	28
3 年間行事予定表	28
4 子育てサポート	28
アンスリールショートステイサービス	29
1 重点目標	29
2 実施内容	29
アンスリール居宅介護支援センター	30
I 介護給付	30
1 重点目標	30
2 実施内容	30
3 実施地域	30
II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント	30
4 サービス実施内容	30
西白井駅前地域包括支援センター	31
1 重点目標	31
2 実施内容	31
3 職員体制	32
4 営業日及び営業時間	32

神聖会

1 理事会及び評議員会開催予定

開催月	内 容	理事	監事	評議員
6 月	平成28年度事業報告の承認 平成28年度計算書類及び財産目録の承認	○	○	○
10 月	業務執行状況の報告	○	○	
2 月	業務執行状況の報告	○	○	
3 月	平成30年度事業計画の承認 平成30年度収支予算書の承認	○	○	

※上記のほか、定款に定められた議決事項を審議するため、評議員会を開催する場合があります。
※監事においては、6月開催前に監事監査を予定しています。

2 年間収入目標

名 称	定員	月平均	収入目標額	前年度	対比
特別養護老人ホーム菊華園	50 名	46 名	173,865 千円	179,580 千円	96.8%
特別養護老人ホーム菊華園 (ユニット型)	30 名	28 名	150,050 千円	140,800 千円	106.5%
菊華園ショートステイサービス	20 名	18 名	74,168 千円	74,810 千円	99.1%
菊華園デイサービスセンター	30 名	27 名	100,930 千円	103,800 千円	97.2%
ケアハウス菊華園	25 名	24 名	52,404 千円	50,900 千円	102.9%
菊華園居宅介護支援センター	/	105 件	16,300 千円	22,000 千円	74%
夢の庄デイサービスセンター	30 名	27 名	62,370 千円	62,550 千円	99.7%
夢の庄ショートステイサービス	28 名	24 名	90,900 千円	94,500 千円	96.1%
夢の庄居宅介護支援センター	/	51 件	7,540 千円	7,660 千円	98.4%
特別養護老人ホーム アンスリール	90 名	81 名	398,000 千円	383,040 千円	103.9%
アンスリール ショートステイサービス	10 名	5 名	23,800 千円	19,360 千円	122.9%
アンスリール 居宅介護支援センター	/	34 件	5,100 千円	4,500 千円	113.3%
西白井駅前 地域包括支援センター	/	/	22,484 千円	/	/

※菊華園ショートステイ及びアンスリールショートステイの場合、空床利用者を含む。

3 人員体制

(平成 29 年 4 月 1 日現在体制)

事業所	職 種	施設 管理者	相談員	介護職	看護師	介護支援 専門員	理学・作業療法士 医師	栄養士・調理 管理栄養士	事務員他 保育士	合計	
特別養護老人ホーム菊華園 菊華園ショートステイサービス	1		1	15	3	1	1	1	3	25	
			1	16	2		1		1	21	
				9							9
				16							16
			2	4	1		1				8
				6	1		1		3		11
			1	2							4
ケアハウス菊華園	1									0	
						2				3	
菊華園居宅介護支援センター	1									0	
夢の庄デイサービスセンター	1		1	2	1			1	1	7	
				4				1	3	8	
夢の庄ショートステイサービス	1		1	10	1					12	
				5			1	3	2	11	
夢の庄居宅介護支援センター	1					1				2	
										0	
特別養護老人ホーム アンスリール アンスリールショートステイサービス アンスリール保育園	1		1	22	1	1	2	2	4	34	
				17	4		1		4	26	
アンスリール 居宅介護支援センター	1									1	
										0	
西白井駅前地域包括支援センター	1		1		1					3	
						2				2	
合 計	7		8	64	8	5	4	4	8	108	
				64	7	2	4	4	13	94	

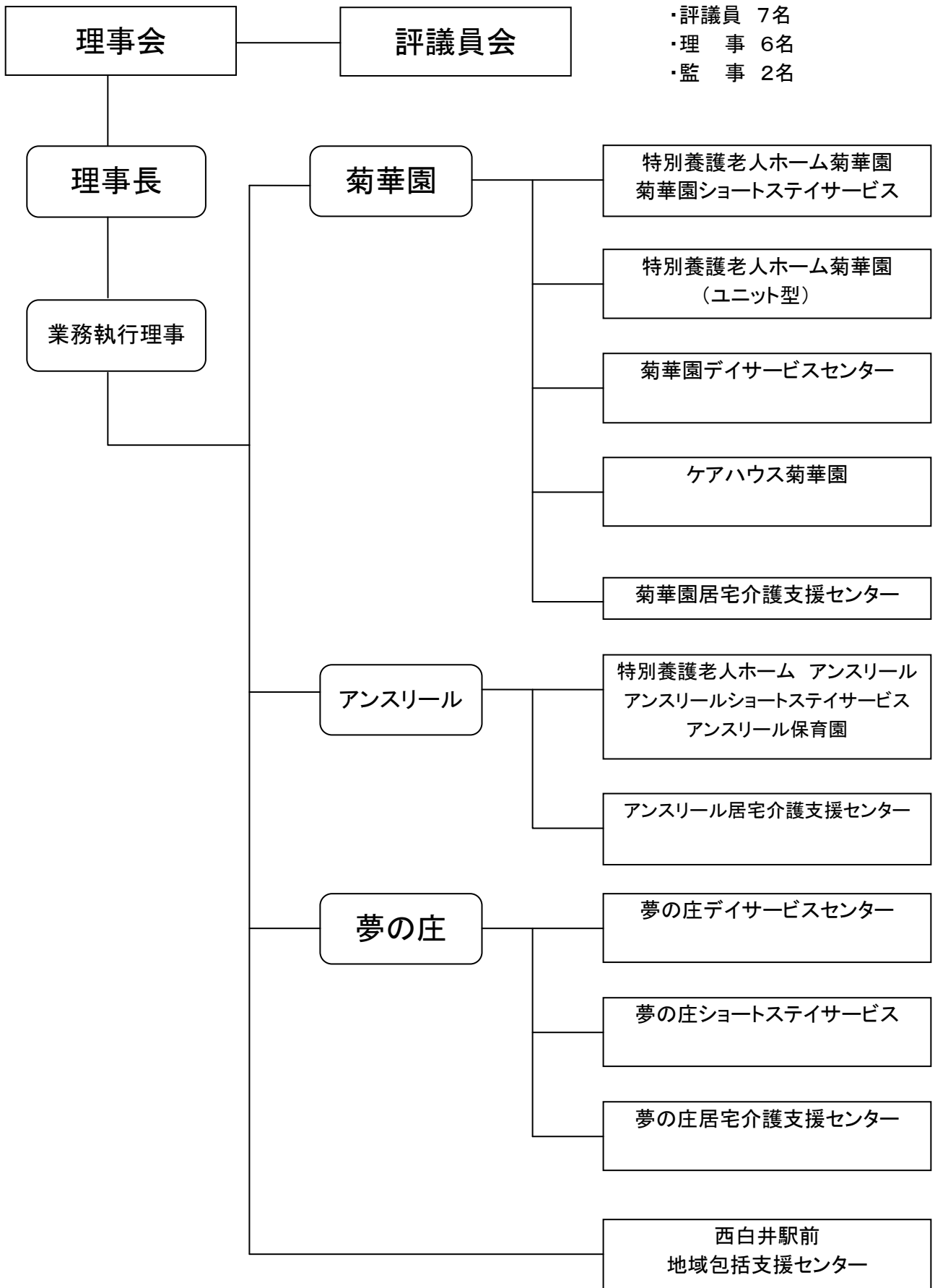
※(上段:常勤職員、下段:非常勤職員)

菊華園、アンスリールの給食業務は委託会社(株)ベストフードサービスのため、上記人員に含まれていません。

4 人材の確保

介護職の確保が困難な状況がここ数年続いており、新卒の求人は、ゼロに近い状況にあります。これからの取組として、地方(高校生)及び外国人等の求人を行っていく。

5 社会福祉法人 神聖会 組織図



6 全体会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
各拠点	責任者会議（菊華園）	第3・水	・計画達成に向けた取り組み状況の確認・修正、施設業務についての検討・決定する場とする。	施設長、主任
	責任者会議（夢の庄）	第3・火		施設長、事務長、係長、主任
	責任者会議（アンズリール）	第3・木		施設長、事務長、係長、主任

7 事業所別会議一覧

施設区分	会議・委員会名	開催日	会議内容・会議目的	構成
特別養護老人ホーム 菊華園	介護看護職員会議	毎月第3火曜日	<ul style="list-style-type: none"> ・介護上、業務上の諸問題の検討 ・入居者の事故等の検討 ・外部研修発表 ・入居者、家族からの苦情等の検討 ・主任会議で決定された内容の徹底 	施設長、主任、介護職員、看護師、管理栄養士、生活相談員
	入所検討委員会	適時開催	・入所決定過程の透明性・公正性を確保するとともに入所待機者の優先順位を決定する。	施設長、主任、介護職員、看護師、管理栄養士、生活相談員
	リスク・身体拘束廃止委員会	月1回	・事故・ヒヤリハット報告の集計をもとに、事故予防や対応について検討し、事故ゼロを目指す。また、安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場に立ち、身体拘束のないケアの実現に向けた取り組みを行う。	主任、介護職員、相談員
	広報委員会	月1回	・広報誌（年2回）を作成し、神聖会の周知を図る。	介護職員、ケアマネ事務職員
	給食委員会	第2・月	・栄養情報や意見交換、献立の検討などを行う。	主任、介護職員、管理栄養士
	衛生委員会 感染症対策委員会	月1回	・感染症シーズン前や発生時に速やかに対応・対策を行い、施設内での蔓延を防ぐ。	介護職員、管理栄養士
	防災委員会	第2木	<ul style="list-style-type: none"> ・園の防災対策検討・協議 ・避難訓練事前打ち合わせ、準備、実施 ・防災教育研修立案・実施 	防火管理者、主任

特別養護老人ホーム (ユニット型) 菊華園	ユニット会議	毎月1回	・ユニット単位で行い、介護上の問題点の整理や職員の意思統一の場とする。	主任、ユニットリーダー、介護職員
	ユニットリーダー会議	毎月1回	・各ユニットにおける問題点の把握や方針を決める場とする。	各ユニットリーダー主任、ケアマネ、管理栄養士
	ユニット全体会議	随時	・ケア内容・業務の見直し等、意見交換の場とし、全体でユニットケアを考える。	介護職員
	入所検討委員会	適時開催	・入所決定過程の透明性・公正性を確保するとともに入所待機者の優先順位を決定する。	施設長、主任、介護職員、看護師、管理栄養士、生活相談員
	給食委員会	第2月	・栄養情報や意見交換、献立の検討などを行う。	主任、介護職員、管理栄養士
菊華園デイサービスセンター	個別支援会議	随時	・通所介護計画書・個別機能訓練計画書を基に、その進捗状況の確認・評価・見直しを行う。	主任、介護職員、看護師、機能訓練指導員
	職員会議	月1回	・利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供するために、サービス内容の見直しや業務改善を検討する。	施設長、主任、介護職員、看護師、機能訓練指導員
ケアハウス	職員会議	第2金	・業務上の諸問題及びケースワーク等を議題として、各職員の意見を集約し、意志の統一を図り、質の高いサービスを提供するために実施する。	施設長、主任、相談員、介護職員
	給食委員会	第2月	・栄養情報や意見交換、献立の検討などを行う。	主任、介護職員、管理栄養士
	入居者懇談会	偶数月 第3金	・入居者を主体とし、職員と栄養士との連絡調整及び意見交換の場とする。主に、食事の改善やケアサービスを含む日常生活上の疑問等を入居者に発言して頂くことで、入居者と職員間の信頼関係を築いていく。また、入居者間のトラブルも入居者同士で話し合ってもらい、入居者自身きまりを作り充実した生活が送れるよう入居者同士意見交換をしていく。	施設長、主任、相談員、介護職員、管理栄養士、入居者
菊華園居宅介護支援センター	居宅会議	毎週 月曜日	事業部内会議として、週1回実施しスキルアップを目的とし行う。 事例困難ケース検討、外部研修参加報告会	主任ケアマネージャー、ケアマネージャー

夢の庄デイサービスセンター	個別支援会議	第1週	通所介護計画書を基にその進捗状況の確認と、評価及び見直しを行う。	主任、介護職員、看護師
	職員会議	第3金	業務上の諸問題を協議し、職員の認識を統一すると共に、適切な業務改善を行う。	係長、主任、介護職員 看護師
夢の庄ショートステイサービス	職員会議	月1回	・職員一人ひとりが利用者からの要望や意見等を把握し、改善点や問題点を考える機会を設ける。また、職員同士の意見交換を行い、改善・解決策に対しての意識統一を図る。	係長、主任、相談員、介護職員、看護師
	リーダー会議	月1回	・各委員会の状況確認、業績アップのための計画や方針の立案を行い、職員への周知を図る。	係長、主任、副主任
	ケア対策委員会	月1回	・職員全体のケアの統一を図るため、実技試験の実施や利用者個々に対するケア方法の検討などを行う。	介護職員、相談員
	事故対策委員会	月1回	・事故・ヒヤリハット報告の集計をもとに、事故予防や対応について検討し、事故ゼロを目指す。	相談員、介護職員
	身体拘束ゼロ委員会	月1回	・安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場に立ち、身体拘束の無いケアの実現に向けた取り組みを行う。	介護職員
	感染症対策委員会	月1回	・様々な感染症を想定し、予防や対応策を職員全体に喚起する。	介護職員、看護職員
	美化委員会	月1回	・利用者や来客者が安全で気持ちよく過ごせる環境作りに努め、必要な方針や対策の検討を行う。	介護職員
	研修委員会	月1回	・研修内容の企画、立案、研修内容に応じた講師の選定、依頼、外部研修の情報収集や適任者への参加を指示する。	係長、主任、副主任
	緊急時対策委員会	月1回	・非常災害時等の対応策や予防策を検討し、災害時マニュアルの整備を行う。また、職員全体への実行力の徹底を図る。	介護職員
特別養護老人ホーム アンズリール	全体会議	第1金	・施設全体の業務改善・方向性・問題点を話し合っていく。	施設長、係長、主任、ユニットリーダー、相談員、看護師、機能訓練師、栄養士、介護支援専門員
	ユニットリーダー会議	第4月	・各ユニットにおける問題点の把握・改善、情報の共有を目的とする。	主任、各ユニットリーダー
	番街会議	適宜	・番街毎に介護上の問題点の整理や職員の意思統一の場とする。	ユニットリーダー、介護職員
	感染症対策委員会	第2木	・入居者、職員の健康維持。感染症を	介護職員、看護師

			広めない管理された対応を全職員が出来るよう周知徹底していく。	
	リスクマネジメント・身体拘束廃止委員会	第1、3火	<ul style="list-style-type: none"> ・事故ゼロを目指し、入居者に安全な生活を過ごしていただけるよう努める。また、職員のヒヤリハットに対する意識を強化する。 ・基本的人権を尊重し、日々の暮らしが快適になるようにケアの向上を図り、身体拘束をしない介護を目指す。安全に安楽な生活が送れるよう、利用者の立場にたち、身体拘束のないケアの実現に向けた取り組みを行う。 	相談員、介護職員
	褥瘡対策委員会	第4火	<ul style="list-style-type: none"> ・褥瘡予防の知識を深め、褥瘡発生率の軽減を図る。勉強会の開催により職員の知識、技術の向上を目指す。他職種との連携を図り、情報を共有する。 	介護職員、看護師、個別機能訓練指導員
	レクリエーション委員会	第1水	<ul style="list-style-type: none"> ・日々の生活の中での楽しめる場を提供し、生活リズムに変化を持ってもらう。アンスリール保育園の園児との関わりを通して、世代間交流を行う。認知症の方を対象に、園児との関わりを通して楽しみの提供を行う。 	介護職員、保育士
	給食委員会	第3月	<ul style="list-style-type: none"> ・多職種が参加し、サービスの向上を協議する。 ・食事環境・食事形態の適正、食事提供方法について 	管理栄養士、介護職員、看護師
	保育職員会議	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・翌月の行事等の確認と、園児たちへの個別対応について検討する。 	事務長、主任、保育士
西白井駅前地域包括支援センター	連絡調整会議	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・事例検討、情報共有、意見交換 	直営包括職員、委託包括職員
	地域ケア会議	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所のケアマネの困難事例を主任ケアマネの助言を含めながら事例検討していく。 	包括職員、市内事業所
	他職種合同研修会	2ヶ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回テーマに沿って、グループワークを実施し、市内事業所の職種の違う人との交流の機会をもち専門分野の特徴を生かしたグループワークを行う。 	市内外ケアマネ、MSW, OT, PT, ST, Dr
	地域ぐるみネットワーク会議	月1回	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークを行い、自分たちの居住する地域の資源の必要性を検討したり、定期巡回型のサロンを実施するため、検討している。 	包括職員、住民、市内事業所職員
	パワーの会	2ヶ月に1回	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人たちを地域で支えるには何が出来るのか等認知症の方をテーマにグループワークを実施。 	包括職員、市内事業所職員

虐待ネットワーク会議	2ヶ月に1回	・緊急度判定会議にかけられたケースの対応のその後を追って共有理解と再検討を行う。	健康福祉課長、包括職員、精神保険福祉士
地域包括支援センター運営協議会	年2回	・地域包括支援センターの業務に関する評価を行い、センターの適切、公正かつ中立な運営の確保を目指すことを目的とする。	健康福祉課長、包括職員、介護サービス従事者、被保険者代表者、医師会、歯科医師会、福祉代表者

8 修繕関係

- 1 菊華園 大規模修繕（屋上の防水及び建物の塗装等）
 特養 2階ウッドデッキの取替、ナースコールの取替、ベッドの修繕
 ケア 入居者のエアコンの取替、水周りの取替

2 夢の庄

エレベーターのバッテリー取替、屋上の防水修理等

9 職員教育・研修の指針

職員として、一人ひとりが、必要な知識を理解し責任を持って職務に従事することを目的とする。日々の業務を通じての現場内部研修（OJT）を行い、専門的な研修については、外部機関が実施する研修を受講し、その資質の向上を図る。

（1）職場内研修

【研修予定内容一覧】

研修項目	内 容
介護技術 ※実技試験を中心に行う。	排泄／入浴／食事／口腔ケア／移乗／体位交換／ポジショニング／レクリエーション／体操／シーツ交換など
認知症について	病気への知識（接し方／薬など） ※認知症サポーター養成講座
緊急時対応	心肺蘇生法／AED 使用法／怪我への応急処置
感染症対策	インフルエンザ／ノロウィルス／食中毒など
メンタルケア	利用者・家族・自身のメンタルケアについて
パソコン技術	ワード／エクセル
福祉機器について	使用と点検方法：（車椅子／エアマット／老人車／杖／歩行器／ベッドなど）
接遇	社会人マナー／利用者・家族へのマナー
リスクマネジメント	事故予防／事故後対応など
医療行為への知識	水銀計／パルーン／ストーマ／インスリン注射／血糖値測定／吸引など
施設運営に関する知識	就業規則／介護保険制度／事業収支報告

（2）新人教育

新卒・中途に関わらず、項目別のチェックシートをもとに、介護技術や接遇、業務内容等を担当職員が中心となり、職員全体で育成していく。

特別養護老人ホーム菊華園

入居者のその人らしさを尊重し、日常生活が健康且つ安心して継続出来るよう支援する事を目的とし、個々の習慣や嗜好、現在感じている心理を深く理解し、専門性の高いサービスを実践する。施設生活が『生活の場』『終の棲家』としてふさわしい場所となるようその方の人生に寄り添う。

1 重点目標

- ※ ボランティアを積極的に受け入れる。各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、その団体や個人と連携を築き地域福祉の発展に寄与する。
- ※ 朝・昼・夕の食事はもとより、おやつやレクリエーションの時間にも全員離床に努める。また目的のない離床による座りきりを防止するために、個人の希望を取り入れたレク活動の充実を図る。
- ※ 入居者に対して口腔内ケアを実施する。介助が必要な方には唾液や残渣物による誤嚥性肺炎を防ぎ、安全に食生活を送れるように、ブラッシング及び義歯洗浄を行う。

2 実施内容

(1) 食事

- ① 「凍結合浸食」の提供で、どの食事形態の方にも「見た目も味も美味しく、安全安心な食事の提供」を行う。
- ② 食事をする環境や雰囲気重点を置き、美味しく楽しく食事ができるように支援する。

(2) 機能訓練

- ① 理学療法士、作業療法士の指導により、介護職員が入居者の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するため、適宜、個別機能訓練を行う。
- ② 利用者様の個別の身体機能、ならびにニーズに応じ、計画的な機能訓練を提供することで穏やかな生活が継続できるよう援助。
- ③ 施設サービス計画に基づき、適宜体位交換を行い可能な限り褥瘡を発生させない事を目標とする。必要に応じ、体圧分散マット・エアーマットなどを使用する。

(3) 日常生活支援

- ① 入居者それぞれに担当職員を配置しニーズに対し迅速に対応できるようにする。
- ② 理・美容師によるサービスを提供する(入居者実費負担)
- ③ 日常衣類の洗濯サービスを行う。
- ④ 外出を定期的に計画し、外出支援を行う。
- ⑤ 余暇活動の充実・・・グループ同士や個人が自由に参加出来るイベント(家庭菜園・季節ごとの散歩・遠方外出が困難な方への外出等)や余暇活動を支援する。
- ⑥ 入居者の誕生日には月々に催しを企画・立案し入居者をお祝いする。
- ⑦ プライバシー空間を確保し個性を尊重し居室の空間を演出する。必要に応じ、居室変更、ベッド配置変更、畳使用も検討する。
- ⑧ 入居者の転倒等の事故を未然に防ぐため、環境の整備、ベッド・車椅子等の介護機器の安全点検、整備を行うとともにセンサーなどの機器も必要に応じ購入を検討する。

(4) 医療

- ① 入居者の心身の状態を把握し、健康の維持と増進をはかり、楽しい生活がおくれるようにサポートする。また、事故防止や疾病の早期発見に努め、適切な対応を行うことにより、重症化を防止する。
- ② 胃瘻による経管栄養が増え医療技術(胃瘻、吸引)の必要度が増している為、介護職員の学習や技術の習得に努める。

(5) 保健衛生

- ① うがい、手洗いを基本とし、日頃の健康管理に注意する。
- ② 感染性胃腸炎、インフルエンザなど、流行の季節には、職員はマスク、ゴム手袋を着用、院内感染を意識した行動をとる。
- ③ 感染症が疑われた場合、介護職員と協力し速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
- ④ インフルエンザワクチンの予防接種は、職員・入居者共に全員実施を原則とする。

(6) 環境・衛生管理

- ① 居室・廊下等については常に清掃整備を行い、毎週水曜日に利用者のシーツ交換を行う。
- ② 月一回エアコンのフィルター清掃を行い、暖房・冷房の効果をあげ快適な室温を保持する。また、冬場の乾燥に注意し、加湿を行う。
- ③ 入浴設備の清掃については、週2回(水・土曜日)に実施する。
- ④ 食事前の手洗い及び手のアルコール洗浄を日課とする。また、食前食後のテーブル消毒を行なう。
- ⑤ 経年劣化に伴う、修繕を速やかに行い危険が伴わない生活環境を整える。

(7) 配食サービス

平日昼食のみ、白井市社会福祉協議会から業務委託を受け、在宅で生活する高齢者が自立した生活を送ることが出来るよう食事面を支援する。

3 年間行事予定表

月	行事名	月	行事名
4月	花見	11月	日帰り旅行
5月	一泊旅行		12月
	端午の節句	☆餅つき	
6月	日帰り旅行	クリスマス会	
7月	七夕(白井保育園との交流)	1月	冬至
	☆納涼会		初詣・新年会
8月	縁日(花火)	2月	交流会(白井保育園児来園)
9月	☆敬老会		節分
10月	紅葉狩り	3月	外食(園内)ツアー

※野球観戦。遠出の難しい方の外出、季節の花鑑賞も適時行う。

※☆印は、園全体行事。

特別養護老人ホーム菊華園(ユニット型)

ユニットでは、一人ひとり違った生活パターンを把握する為のツールとして、24時間シートを活用し、ケアプランに基づいた、統一されたケアを実践していく。

1 重点目標

- ※ 記録の充実に基づくユニットケアの推進と良質なケアの提供。
- ※ 職員主導ではなく、入居者と相談しながら毎月行事内容を検討する。ユニット毎の会議において意向を確認するが、会議を待たずとも、意向が確認できた段階で実施に向けての検討を始める。また、予定の変更についても、柔軟に対応する。

2 実施内容

- (1) 日常生活全般
一人ひとりの思いを大切にしていき、生活の中の楽しみ(イコール生きがい)を支えていくことを大切にしていく。そして、入居者の日課に職員が合わせる。
- (2) 食事
 - ① 「凍結含浸食」の提供で、どの食事形態の方にも「見た目も味も美味しく、安全安心な食事の提供」を行う。
 - ② 食事をする環境や雰囲気重点を置き、美味しく楽しく食事ができるように支援する。
- (3) 外出支援、余暇活動支援
入居者にいつまでも「元気」で「楽しく」をモットーに、日々の余暇活動を充実していく。ボランティアを活用し、質の高い趣味サークルの場を作る
- (4) 家族との連携
連絡・相談を密に行い、入居者の生活を支えていく。また、家族と一緒に外出したり、一時帰宅したりする機会を設け、積極的にサポートしていく。信頼関係を築きながら、連携を深める。
- (5) 個別機能訓練
理学療法士の指導により、介護職員が入居者の日常生活を営むのに必要な機能減退を防止するため、適宜、個別機能訓練を行う。
- (6) 環境・衛生管理
 - ・ 居室の窓清掃、床のモップ掛けを行い、半年に一度(6月、12月)カーテンの洗濯を行う。
 - ・ 生活する上での環境を整備し、快い安全な空間を提供していく。
- (7) 保健衛生
 - ① うがい、手洗いを基本とし、日頃の健康管理に注意するし、感染性胃腸炎、インフルエンザなど、流行の季節には、職員はマスク、ゴム手袋を着用、院内感染を意識した行動をとる。
 - ② 感染症が疑われた場合、速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
 - ③ インフルエンザワクチンの予防接種は、職員・入居者共に全員実施を原則とする。

3 ユニット年間行事予定表

	行事名	10月	運動会
4月	お花見	11月	ユニット合同行事
5月	外出ツアー	12月	餅つき
6月	外出ツアー		忘年会
7月	納涼会	1月	新年会・初詣
9月	敬老会	2月	節分
10月	外出ツアー	3月	各ユニット行事

菊華園ショートステイサービス

家族の介護負担の軽減を図るために利用し、可能な限り普段の日常生活と変わらない場を提供し、入浴・排泄・食事等のお手伝いをする。

虐待ケースなど緊急利用を要する場合も、速やかに受け入れられる体制を整える。

1 実施内容(介護・予防共通)

(1) 食事

- ① 利用者の咀嚼・嚥下機能や在宅での状態に応じた食事形態で提供する。また、体調や希望に応じて、臨機応変に対応する。
- ② 必要に応じて、利用者の主治医の指示に基づいた療養食を提供する。
- ③ 在宅生活を考慮し、できる限り自力摂取できる支援する。
- ④ 食事をする環境や雰囲気配慮し、楽しく、美味しく食べられるよう提供する。
- ⑤ 食事提供時間 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

(2) 入浴

- ① 在宅での入浴が困難な方にも、安全かつ安心して入浴して頂けるよう、サービスを提供する。
- ② 利用者の状態や希望に合わせて、入浴方法を選択する。
- ③ 入浴実施日：毎週火・金曜日（特に希望がある場合は、可能な限り提供できるよう努める）

(3) 健康管理

- ① 利用時のバイタルチェック(血圧測定、脈拍、検温)、入浴前のバイタルチェック、日々の利用者の表情、行動、排泄、顔色等の変化の様子観察を行う。また、毎週月曜日の歯科往診を希望により、利用することが出来る。持参薬の服薬管理を行う。

(4) 教養娯楽…クラブ活動及び行事を提供する。

(5) 送迎

- ① 1年 365日、利用者のニーズに応えられる体制を整備し、実施する。
- ② 実施方法として、常時、送迎担当職員を配備し、送迎に対応する。
- ③ 利用者及び家族の希望により、家族での送迎を受け入れる。

(6) 連携…他職種との密接な連携に努め、統一した目標のもとにサービスを提供する。

- ① 他事業部・他事業所との連携
- ② 居宅支援事業所との連携
- ③ 家族との連携

(7) サービス提供実施地域

白井市、印西市、鎌ヶ谷市、船橋市、柏市

(8) 緊急時の対応

身体状況の急激な変化や怪我、及び突発事故においては、かかりつけの病院又は協力病院である北総白井病院へ搬送するか、もしくは救急車要請をするなど迅速に対応し、家族へも速やかに報告を行う。

菊華園デイサービスセンター

いつまでも自立した日常生活を送れることを目標に、日常生活上に必要な支援サービスの提供および身体機能の維持ができるようなプログラムの提供を行う。また、積極的に他者との交流をすすめ、社会的孤立感の解消に努める。家族の介護負担の軽減にもつながるよう支援していく。また、利用しやすい施設を目指し、利用者及び家族の要望を可能な限り反映させると共に地域福祉の発展に寄与する。

1 重点目標

- ※ 利用者一人ひとりの状況を把握し、在宅生活に必要な機能の減退を防止する機能訓練サービスの実施。
- ※ ボランティアによって、プログラムの多様化を図り利用者の様々なニーズに対応できるような体制を作る。各種ボランティアの活動の場を提供する。
- ※ 利用者等のニーズに沿った行事や、地域・社会交流の機会を企画し、心身ともに楽しめるようなサービスを企画する。

2 実施内容

(1) 入浴

- ① 安全確保
- ② 血圧・脈拍・体温の測定し、入浴の適否を判断する。不適となった場合は、下半身浴、清拭、足浴等の入浴方法に切り替え、安全な身体保清に努める。

(2) 送迎

生活拠点からデイサービス事業所までの送迎を、身体状況に応じた手段で実施する。また送迎時間については、できる限り生活状況や要望に合わせて調整する。

- ① 安全確保
- ② 送迎時の緊急時対応

(3) 健康管理

- ① 血圧、体温、脈拍の測定を行う。
- ② 疾病の早期発見に努める。
- ③ 既往症や現在の病状を把握し、身体情報や対応方法を周知徹底する。
- ④ 3ヶ月に1回の頻度で、看護師による保健便りを作成し、家族も含めた健康管理の啓蒙を行う。

(4) 衛生管理

感染性疾患の流行期間前に、書面にて注意喚起を行うとともに、自宅療養をお願いする基準を明示し、集団感染の予防に努める。衛生環境整備の徹底に努め、入浴設備や器具備品の清掃及び消毒を行う。

- ① 清掃及び消毒： 浴室・・・入浴終了時に毎回(器具、床の洗浄消毒)
フロア・・・利用者帰宅後、毎回(椅子・手すり・テーブルの消毒)
- ② 水の入替え： 毎週水曜日・日曜日に交換。また目視で汚れていれば随時行う。
- ③ シーツ交換： 隔週日曜日にシーツ、枕カバーを交換する。月末木曜日に毛布を洗濯する。
- ④ 感染管理： 感染症マニュアルに準じ、適切に行う事で蔓延を予防する。

(5) 栄養管理

利用者の残存機能を活かし、可能な限り自力摂取できる環境を整え、楽しく食事が行え、良好な栄養状態が保てるよう支援する。

- ① 食事形態 ② 適時適温 ③ 行事食 ④ 栄養マネジメント

(6) 急変時対応

サービス利用中に身体状況が急変した場合、速やかに家族、主治医、関係機関へ連絡をし、救急搬送の要請や生命維持に必要なでき得る処置を行う。

(7) 関係事業所との連携

介護サービスの提供に当たり、介護支援専門員をはじめ保健医療サービスや福祉サービスを提供する各事業者と情報交換などを行い密接な連携に努める。

特に、菊華園ショートステイを併用されている利用者については、情報交換を密に行い、利用者及び家族に安心して利用して頂けるように努める。

(8) 保険外サービス(理容サービス、時間外延長サービス)

(9) レクリエーション・余暇活動

- ① ボランティア講師を招聘し、書道、絵手紙、将棋・囲碁教室、籐工芸などの工芸品作り教室を定期的に開催する。
② おやつイベントの定期開催
③ 映画鑑賞会の定期開催
④ 月に2日、地域交流スペースにて、喫茶を楽しめる空間を設け、憩いの場を提供する。
⑤ 毎週水・金曜日、リフレクソロジストによる疲労改善や足のむくみマッサージなどを提供する。
⑥ デイ菜園の実施

3 年間行事予定表

	行事名	11月	文化祭
4月	花見	12月	クリスマス会
5月	公園散策		☆餅つき
6月	買い物ツアー		☆鏡餅作り
7月	☆納涼祭	1月	初詣
8月	工芸品作り	2月	節分
9月	☆敬老会	3月	ひな祭り
10月	運動会		桜餅作り

※菖蒲祭り、白井ふるさと祭り、白井保育園交流会などの各イベントに関しては開催時期に合わせて行うものとする。

※☆印が付いている行事は、園全体行事。

1 重点目標

- ※ 利用者や家族の介護上のニーズ(必要性や要望)に幅広く応えられるように実践力を高めていく。
- ※ 介護保険制度や介護支援に必要な各種制度の知識・理解を深めていく。
- ※ 24 時間いつでも受付や相談ができる体制を、全職員の協力により確実に機能させていくよう、連絡体制を徹底する。
- ※ 地域包括ケアシステムが円滑に機能するように、地域包括支援センターとの協力体制を整える。

I 介護給付

2 実施内容

- ① 介護等の相談の受付・連絡・調整
- ② 介護保険更新申請等の書類の代行申請
- ③ 利用者の心身の状態の把握や家族の介護状況・生活の様子の確認
- ④ 利用者・家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 居宅サービス計画の作成
- ⑥ 給付管理の実施
- ⑦ 介護サービスの利用状況の確認
- ⑧ 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
- ⑨ 委託された介護保険認定調査

3 実施地域

白井市・印西市・船橋市・鎌ヶ谷市

II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント

予防給付におけるケアマネジメント業務を各自治体の地域包括支援センターより受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的としたケアマネジメント業務を行う。

4 実施内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) モニタリングと評価
- (5) 給付管理(地域包括支援センターに、給付管理内容を正確かつ迅速に報告する。)
- (6) 請求業務(委託料の支払い請求の管理を的確に行う。)
- (7) 対象者
対象者・・・地域包括支援センターより依頼のあったよう支援者
定員・・・特に定めない。

ケアハウス菊華園

個人の意見を尊重しつつ、自ら生きがいを持った生活ができるよう援助し、常に笑顔が絶えないような施設を目指す。

1 実施内容

(1) 食事の提供：食堂にてセルフサービス方式で食事を提供する。

朝食	7:30 ~ 8:30	昼食	12:00 ~ 13:00	夕食	18:00 ~ 19:00
----	-------------	----	---------------	----	---------------

- ① 栄養士が嗜好調査をもとに栄養のバランスのとれた献立を作成し、2種類の選択メニューで温かい家庭的な食事を提供する。また、入居者個人の身体状況に合わせて食べやすく美味しい食事が摂れるよう十分に配慮する。
- ② 定期的に行われる入居者懇談会で食事に関する意見や要望などを積極的に取り入れ、選択メニューや行事食の充実を図る。
- ③ 年に2回、栄養課職員とケアハウス職員により会議を行い、より充実した食事となるよう献立・器・環境等について話し合い見直しを図る。(5、11月 第1水曜日 PM2:30~)
- ④ 主食・味噌汁は直前に盛り付けをして、温かい食事が召し上がれるよう提供する。
- ⑤ 栄養課職員が食事時の摂取量の観察・記録を行う。
- ⑥ 管理栄養士による健康管理の下に、個々に合わせた食事の提供及び指導する。

(2) 入浴

- ① 入浴日：毎日(入浴時間 16:00~21:00)
- ② 入居者の状況に応じて時間をずらして、家族やホームヘルパーなどの入浴介助者との入浴も可能とする。
- ③ 安全確保の為、入居者が入浴する前に事務所に入浴札を出し、帰りに事務所へ札を取りに来て頂くよう励行し、入居者の入浴時間を把握し安全の確保に努める。

(3) クラブ活動や行事

入居者の希望を確認し、本人に合ったクラブ活動・行事への参加等により地域への社会参加へとつなげる。クラブ活動や行事は入居者主体で行われるよう支援し、心身の活性化を図り認知症や閉じこもりを予防し、日常生活に希望と生きがいを持てるよう介護予防の一環として行う。

- ① クラブ活動
 - ・カラオケクラブ ・団体図書貸し出し ・体操クラブ ・脳トレーニングクラブ ・音楽クラブ
 - ・図書館送迎(無料)
- ② 行事
 - ・バスハイク ・外食ツアー ・買い物ツアー ・納涼会 ・敬老会 ・お花見 ・忘年会

(4) ケアサービス(有料)

一時的な介護及び個別的ニーズに対応する為ケアサービスの提供を行う。
自立支援の為のものとし、家族の援助や在宅福祉サービスを活用した上で不足分を補う為のものとする。

(5) 健康管理

- ① 健康管理については各自で責任を持って行い、通院・服薬の管理も入居者各自で行う。
- ② 年1回健康診断を実施し、入居者の健康状態を把握すると共にデータに問題があった時には、本人と管理栄養士を交えて(場合によっては家族・かかりつけの医師との相談を含め)話し合いの場を持ち対応策を検討する。：毎月1回血圧・体重の測定を実施。(第1月曜日)
- ③ 日中の体調不良の訴えやナースコールの対応はケアハウス職員がバイタルチェックなど行い状況判断する。緊急を要する場合には保証人に連絡し、救急病院へ搬送するか、救急車の要請を行う。また、夜間は宿直者・特養夜勤者が対応する。

(6) 感染症対策

- ① 感染症が疑われた場合、速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
- ② インフルエンザワクチンの予防接種は、職員・入居者共に 11 月末までに全員接種を原則とする。

(7) 環境整備

- ① 居室内は原則として入居者各自または家族で清掃・管理をして頂き、エアコンフィルター・電気の交換など高所での作業や危険を伴う作業については職員が代行する。
- ② ケアハウス共用部の清掃・管理は職員が行うと共に入居者が自発的にケアハウスの環境整備に取り組むよう励行する。
- ③ 衛生環境整備の徹底に努め、入浴設備の清掃及び消毒を行い、遊離残留塩素濃度を維持できるよう機器による定期的な測定を行う。
- ④ 敷地内の庭や花壇など職員と入居者で協力をしながら手入れ・管理をして、緑ある温かい環境を作るようにする。

(8) 防犯

- ① 居室の施錠・金品などの貴重品は、各自で責任を持って管理する。
- ② 来客の際には、玄関で面会簿に記入してもらい職員が把握に努める。
- ③ 正面玄関の施錠

夏 時間	21:00 ~ 5:00	(4月~9月)
春秋時間	21:00 ~ 6:00	(3月・10月)
冬 時間	21:00 ~ 7:00	(11月~2月)

夜間の外出者がいる場合は、宿直者に報告し帰園を確認した上で 21 時の巡回で施錠する。

2 週間計画

曜日	午前	午後
月	体操クラブ・浴室清掃	
火	病院送迎・図書館送迎(第2、4)・買物送迎(第2、4)	
水	図書貸し出し	脳トレーニングクラブ
木	体操クラブ・病院送迎	
金	浴室清掃・出張理美容(第4週)	カラオケクラブ

※各クラブは入居者が主体となり行い、職員は生きがいのある生活が送れるよう支援する。

※買い物ツアーを月2回(第2、4): 千葉ニュータウンイオン 13:30 ~ 15:30

3 年間行事

行事計画は入居者の希望に添えるよう入居者主体で行い、行き先を職員と共に話し合いによって決定する。入居者の意向により行事は変更されることもある。

実施月	行事	11月	バスハイク
4月	お花見		健康診断
5月	菖蒲湯	12月	柚子湯
	バスハイク		餅つき
7月	納涼会		忘年会
9月	敬老会	1月	初詣
10月	ふるさとまつり	2月	バスハイク
	バスハイク	3月	お花見

※防災訓練は、他部署と協力をして年に3回行う。

夢の庄デイサービスセンター

いつまでも自立した日常生活を送れることを目標に、日常生活上に必要な支援サービスの提供および身体機能の維持ができるようなプログラムの提供を行う。また、積極的に他者との交流をすすめ、社会的孤立感の解消に努める。家族の介護負担の軽減にもつながるよう支援していく。また、利用しやすい施設を目指し、利用者及び家族の要望を可能な限り反映させると共に地域福祉の発展に寄与する。

1 重点目標

- ※ ボランティアによって、プログラムの多様化を図り利用者の様々なニーズに対応できるような体制を作る。各種ボランティアの活動の場を提供する。
- ※ 利用者が主体となり、個別に活動できる内容や利用者同士で活動できる内容を提供する。また、生きがいや楽しみ、達成感につながる内容を提案することで、自発的に継続して取り組めることを目指す。
- ※ 利用者等のニーズに沿った行事や、地域・社会交流の機会を企画し、心身ともに楽しめるようなサービスを企画する。

2 実施内容

(1) レクリエーション

社会交流と生き甲斐作りを念頭に、「楽しみ」「喜び」「安らぎ」を提供する。季節や社会生活を体感できるプログラムを年間行事予定として定め、個々の心身状況に合わせた個別プログラムや少人数でのプログラムを随時実施する。

(2) 入浴に関する安全確保

(3) 食事

- ① 適時適温
- ② 行事食(4月・11月に嗜好調査実施)

(4) 送迎に関する安全確保

(5) 健康管理

- ① 必ず健康チェック(血圧、体温、脈拍などの測定)を行う。そして、身体的に異常や変化が認められる場合は家族及び担当介護支援専門員に報告をする。
- ② 日々の状態観察を行い、疾病の早期発見に努める。また、感染症の予防と蔓延に常に留意し、職員がその媒体とならないよう職員自らも健康管理に努める。
- ③ 利用者の既往症などを把握するため、利用開始時や退院後は必要に応じて診断書や看護サマリーの提出を依頼する。
- ④ 既往症や現在の病状を正確に把握し、新たな身体情報や対応方法は看護職員を中心に周知徹底するよう努める。

(6) 衛生管理

- ① 清掃及び消毒 入浴終了時に毎回(器具、床の洗浄消毒)
- ② 水の入替 毎週火曜日・金曜日と目視で汚れていれば随時
- ③ 塩素濃度測定 毎日

(7) 連携

介護サービスの提供に当たり、介護支援専門員をはじめ保健医療サービスや福祉サービスを提供する各事業者と情報交換などを行い密接な連携に努める。

(8) 保険外サービスについて

- ① 理容サービス
- ② 夕食の配食サービス(独居、高齢者世帯)

(9) 広報作り

毎月、行事や日常の様子、感染症予防のお知らせなどを記載し発行する。利用者・家族だけに限らず、事業所へ向けて配布する。また、空き状況を記載する事で、利用日の変更や追加が可能な日をお知らせする。

(10) 介護者支援

利用者が在宅で1日でも長く生活できる様、介護者の介護に関する不安や介護負担の軽減を図る事を目的として行う。

- ① 介護者教室
- ② 介護相談

3 行事計画予定表

月	行事名	月	行事名
4月	花見	11月	菊見物
5月	つつじ鑑賞(ピクニック)		買い物ツアー
6月	あやめ見物	12月	忘年会(バイキング)
	買い物ツアー		もちつき大会
7月	ケーキ作り	1月	初詣
8月	七夕見物	2月	外出喫茶
9月	銚子観音ドライブ	3月	地域交流会
	敬老会(バイキング)		お菓子作り
10月	運動会		
	お菓子作り		

※ボランティアの慰問行事を積極的に取り入れ、日々の生活の活力となるように努める。

※施設内行事については、楽しい雰囲気や活動内容を知って頂く機会とし、家族にも声を掛ける。

夢の庄ショートステイサービス

入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う。また、利用者の残存機能の維持を図るため、また、介護者の病気や休養等で利用者が十分な介護を家庭にて受けることが困難な時など、一時的に利用頂き、家族の介護負担軽減を図る。

1 重点目標

- ※ 研修を充実させ、介護や支援方法の技術向上に努める。
- ※ 利用者が1日でも長く在宅で生活出来る様、介護者の介護技術の向上や介護負担の軽減を図る事を目的として行う。なお、家族や地域との交流の機会を図る。
- ※ 家庭的雰囲気を出すことを心がけ、家庭と同じ空間を大切に、利用者様の個別性を重視した、質の高いサービスを提供する。

2 実施内容

- (1) 食事 （ 提供時間 : 朝食 7:30 昼食 12:00 夕食 18:00 ）
 管理栄養士による栄養バランスの摂れた献立を作成し、おいしい食事を提供する。
 また、季節歳時食や行事食を毎月取り入れ創意工夫をこらした料理で利用者をもてなし、心温まる家庭的な雰囲気のある食事の場を提供する。
- (2) レクリエーション・教養娯楽について
- (3) 送迎サービス
 - ① 実施方法 : 送迎運転手を配備し、広範囲にわたり対応する。
 - ② 実施地域 : 東庄町、銚子市、神栖市、香取市、旭市、鹿嶋市
- (4) 健康管理
 入所時のバイタルチェック(血圧測定、検温、脈拍)・身体チェック(創傷、発赤の有無)を実施し、日々の利用者の表情、行動、顔色等変化の様子観察を行う。血中酸素濃度と体重の測定の実施。
- (6) 衛生管理
 利用者の感染症等の感染及び蔓延を防ぐこと並びに、利用者の既往歴や現在治療している疾患を把握する為、利用者には新規利用時及び必要と認められる場合には医師の診断書の発行を依頼する。

3 年間行事予定表

実施月	行事名	実施月	行事名
4月	お花見	11月	買い物ツアー
5月	日帰り旅行	12月	クリスマス会兼忘年会
6月	運動会	1月	初詣
7月	バーベキュー大会		もちつき
	流しそうめん	2月	節分
8月	七夕見物		昼食作り
	夏祭り	3月	踊り(慰問)
9月	敬老会		ひな祭り仮装パーティー
10月	ハロウィン		

※その他、ドライブ活動や地域行事への参加は随時積極的に行う。

夢の庄居宅介護支援センター

1 重点目標

- ※ 利用者が日常生活上で困っていることや、身体の状態及び生活環境などに応じて利用者自身のサービスの選択により、保健医療・福祉にわたる居宅サービスなどが、総合的かつ効率的に提供されるようにしていく。
- ※ 利用者本位で公正中立な居宅サービス計画の作成と、その後の経過管理などを行う。
- ※ 地域包括からの支援困難ケースも積極的に受け入れ、質の高いケアマネジメントを行う。
- ※ 地域包括ケアシステムが円滑に機能するように、地域包括支援センターとの協力体制を整える。

I 介護給付

2 実施内容

- ① 介護等の相談の受付・連絡・調整
- ② 介護保険更新申請等の書類の代行申請
- ③ 利用者の心身の状態の把握や家族の介護状況・生活の様子の確認
- ④ 利用者・家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 居宅サービス計画の作成
- ⑥ 給付管理の実施
- ⑦ 介護サービスの利用状況の確認
- ⑧ 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
- ⑨ 委託された介護保険認定調査

3 実施地域

東庄町

II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント

高齢者が住み慣れた地域で尊厳のあるその人らしい生活を継続することができ、できるだけ要介護状態にならないように高齢者の状態に応じた介護サービスや医療サービスを提供していく。

地域包括支援センターとの連携の下に高齢者の「自立して生活して行こう」とする気持ちを継続・維持していけるようなかかわり方をしていく。その為には、十分なアセスメントを行い、過去・現在・未来を念頭に置いたマネジメントが重要であり、個々の状態に効果的な充実したサービス提供ができるような支援をしていく。

4 サービス実施内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) モニタリングと評価
- (5) 給付管理(地域包括支援センターに、給付管理内容を正確かつ迅速に報告する。)
- (6) 請求業務(委託料の支払い請求の管理を的確に行う。)
- (7) 対象者
対象者・・・地域包括支援センターより依頼のあったよう支援者
定員・・・特に定めない。

特別養護老人ホーム アンスリール

入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。インフォーマルサービスとの連携にも努め社会参加を支援する。

1 重点目標

- ※ ボランティアを積極的に受け入れる。各種ボランティアの活動の場を提供すると共に、その団体や個人と連携を築き地域福祉の発展に寄与する。
- ※ 少人数ケア体制をつくり、入居者が今まで住み慣れた環境を再現し、今までの暮らしのリズムを継続できる環境を構築する。
- ※ 医療など他職種との連携を図り、安心して暮らして頂けるようチームケアを持って支援する。

2 実施内容

(1) 食事

- ・「凍結含浸食」の提供で、どの食事形態の方にも「見た目も味も美味しく、安全安心な食事の提供」を行う。
- ・食事をする環境や雰囲気重点を置き、美味しく楽しく食事ができるように支援する。
- ・栄養ケア計画に基づき、その人に合わせた食事を提供する。また体重測定を定期的に行うことで、栄養状態の観察を行う。
- ・外食援助やおやつバイキング、ホーム喫茶にて気分転換を図る。
- ・介助が必要であっても、可能な限り自力摂取を基本とする。
- ・個々の食事時間を配慮する。
- ・家庭的な温かさを感じられる食事提供を行う。

(2) 口腔衛生

歯科医師、歯科衛生士との連携し、入居者に対して口腔内ケアを実施する。介助が必要な方には唾液や残渣物による誤嚥性肺炎を防ぎ、安全に食生活を送れるように、ブラッシング及び義歯洗浄を行う。

(3) 外出支援、余暇活動支援

集団処遇的考え方から脱却し、個々の心身の状況を勘案しながら個別に計画を立てていく。

(4) 家族との連携

家族との連絡・相談を密に行い、連携しながら入居者の生活を支えていく。また、家族と一緒に外出、一時帰宅する機会を設けるよう積極的にサポートしていく。

(5) 衛生管理

感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染症発生時には感染の拡大防止のため迅速で適切な対応を図る。(感染予防マニュアルの活用)

(6) 地域との交流

施設内交流スペースを、カフェレストランとして提供し、地域の方に利用してもらい、親しみやすい施設にして行く。

(7) 感染症対策

- ① 予防接種・・・インフルエンザワクチン接種、年1回実施（対象者：肺炎球菌ワクチンの実施）
- ② うがい、手洗いを基本とし、日頃の健康管理に注意する。
- ③ 感染性胃腸炎、インフルエンザなど流行の季節には、職員はマスク、院内感染を意識した行動をとる。
- ④ 感染症が疑われた場合、介護職員と協力し速やかに感染症マニュアルに沿って対処する。
- ⑤ 適宜、勉強会などを行い職員の技術取得を図る。

(8) 個別機能訓練

- ① 個別機能訓練計画の作成（施設入所生活介護のみ）
 - ・ 定期的に多職種と開催するカンファレンスを基に、個別の目標設定を明確にする。
 - ・ 身体・精神機能を適宜評価し、機能訓練プログラムを立案する。
 - ・ 立案した計画書をご本人、またはご家族にご説明し同意を得る。
 - ・ 計画書は3か月に1度更新し、郵送、または面会時などで家族に説明し、同意を得る。
- ② ケースカンファレンスの開催・記録
- ③ 個別機能訓練記録用紙の作成
- ④ 個別機能訓練の実施・記録
- ⑤ 集団リハビリの開催・・・月1～2回、体操やレクリエーション、作業活動を介した集団リハビリを実施する。
- ⑥ 認知症リハビリの実施 毎月第2・4火曜日 午後開催
- ⑦ 職員への技術指導
- ⑧ 地域貢献（要請に応じ、地域住民への研修等の協力を行う。）

3 年間行事計画

月	行事名	月	行事名
4月	お花見		紅葉狩り
5月	外食	12月	餅つき
6月	動植物園外出		忘年会
7月	納涼会		クリスマス会
8月	外食	1月	初詣
9月	敬老会		新年会
10月	運動会	2月	節分
	芋掘り栗拾い	3月	ひな祭り
11月	ハロウィン		買い物支援

※随時入居者と話し合いながら外出やイベント行事の場を作る。

※誕生日には入居者の希望に沿った企画を実行し、おもてなしをする。（赤飯を炊く、等）

※入居者と相談しながら毎月内容を検討する。

4 防災訓練

月	内 容
5月	・避難訓練：出火を想定しての避難通報訓練。避難経路の確認及び初期消火訓練 ・消火訓練：消火器を使用し、初期消火訓練を行う。 ・通報訓練：非常通報訓練を行う。
10月	・災害図上訓練：館内の図面を用い、火元からの誘導、消火手順を図面上でシュミレーションする。
3月	・夜間想定訓練：夜間帯の人数で避難訓練を行う。 ・通報訓練：非常通報訓練を行う

アンスリール保育園

- (1) 保護者の方が、安心して子どもを預けて仕事ができる環境を提供する。
- (2) 家庭保育の補完を行い、子どもの健康と安全に留意しながら、情緒の安定した生活ができるような環境を提供する。

1 重点目標

- (1) 心身ともに健康で明るい思いやりのある子どもを育む。
- (2) 豊かな感性と考える力の基礎を育む。

2 実施内容

- (1) 家庭での子育てを支えながら、保護者との信頼関係を作っていく。
- (2) 思いやりの気持ちを大切にしながら、様々な人たちとやさしく関わる。
- (3) 保育時間 9:00～18:00（開所:8:30 閉所:18:30）
- (4) 世代間交流
 - ① 入居者の方々と様々な行事を通して、交流を行なえる場を作り、親睦を深めていく。
 - ② 行事以外でも、各ユニットに出向き、交流の場を多く作っていく。
 - ③ 入居者の方々の、リハビリを兼ねた製作活動に園児も参加し、一緒に活動を楽しんでいく。
 - ④ 認知症リハ・集団リハ・ラジオ体操等に参加し、親睦を深める。
- (5) 家庭との連携
毎日連絡帳を通して、家庭での様子・園での様子を連絡しあい、また、年最低1回個人面談を行い、連携しながら子どもたちの成長をサポートしていく。

3 年間行事予定表

実施月	行事名	実施月	行事名
毎月	お誕生日会	10月	芋掘り
	避難訓練		ミニ運動会
	身体測定		お楽しみクッキング※
			ハロウィンパーティー
4月	保育始め	11月	七五三
5月	こどもの日	12月	お餅つき
			お楽しみ会
6月	歯みがき指導		1月
お楽しみクッキング	初詣		
7月	プール開き(～8月下旬)	2月	豆まき
8月	お楽しみクッキング※		お楽しみクッキング
		納涼会	3月
9月	敬老の日の集い	お楽しみクッキング	
		秋の遠足	

※「お楽しみクッキング」は、世代間交流を兼ねる場合あり(2ヶ月に1度の頻度で実施)。

4 子育てサポート

一時保育・・・就労時以外での「子育てサポート」として、一時保育を実施する。

- ・ 保育時間 : 月～日曜日 9:00～16:00
- ・ 利用料 1時間 200円
- ・ 食事代 350円 (昼食のみ、おやつのみの場合も食事代は同額)

利用者が在宅で十分な介護を受けることが困難な場合などに一時的に利用頂き、家族の介護負担の軽減を図る。利用においては利用者の在宅生活の延長と捉え、可能な限り普段の日常生活と変わらない場を提供し、入浴・排泄・食事等支援する。また、在宅での日常生活が維持継続できるよう機能訓練をプランに沿って実施する。

1 重点目標

- ※ 利用者が1日でも長く在宅で生活出来る様、介護者の介護技術の向上や介護負担の軽減を図る事を目的として行う。なお、家族や地域との交流の機会を図る。
- ※ 家庭的雰囲気を出すことを心がけ、家庭と同じ空間を大切にし、利用者様の個別性を重視した、質の高いサービスを提供する。

2 実施内容

(1) 食事

- ①利用者の咀嚼・嚥下機能と在宅での状態に応じた食事形態で提供する。また、体調や希望に応じて、臨機応変に対応する。
- ②食事をする環境や雰囲気に配慮し、楽しく、美味しく食べられるよう提供する。
- ③食事提供時間：朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00
- ④在宅での食事時間も考慮し、その方のペースに合わせた環境を提供する。

(2) 口腔機能の向上

在宅生活の状況を考慮し、利用者の状態に合わせた口腔ケアを実施していく。また、衛生面から使用品は利用者各自で用意し、持参してもらう。

(3) 機能回復訓練

「生活リハビリ」の考えと理学・作業療法士の指導の下、生活の場で必要とする筋力を低下させないよう、個々のレベルに応じてサービスを行う。

(4) アクティビティ

利用者に楽しくサービスを利用して頂くために、クラブ活動及び行事を提供する。なお、クラブ活動及び行事については、特別養護老人ホームで行われる行事予定に沿った実施と利用者の希望によりサービスを提供する。

(5) 送迎

- ① 送迎可能エリア:白井市、船橋市、印西市、鎌ヶ谷市、柏市
- ② 利用者及び家族の希望により、家族での送迎を受け入れる。

(6) 健康管理

- ①特別養護老人ホーム内の看護師が、健康管理を行う。
- ②利用時のバイタルチェック(血圧測定、脈拍、検温)、入浴前のバイタルチェック、日々の利用者の表情、行動、排泄、顔色等の変化の様子観察を行う。また、希望により、毎週月曜日の歯科往診を利用して頂くことができる。

(7) 連携

他事業部・他事業所との連携 ②居宅支援事業所との連携 ③家族との連携

I 介護給付

1 重点目標

- ※ 利用者や家族の介護上のニーズ(必要性や要望)に幅広く応えられるように実践力を高めていく。
- ※ 介護保険制度や介護支援に必要な各種制度の知識・理解を深めていく。
- ※ 24 時間いつでも受付や相談ができる体制を、全職員の協力により確実に機能させていくよう、連絡体制を徹底する。
- ※ 地域包括ケアシステムが円滑に機能するように、地域包括支援センターとの協力体制を整える。

2 実施内容

- ① 介護等の相談の受付・連絡・調整
- ② 介護保険更新申請等の書類の代行申請
- ③ 利用者の心身の状態の把握や家族の介護状況・生活の様子の確認
- ④ 利用者・ご家族・介護サービス事業者・その他関係機関との連絡・調整
- ⑤ 居宅サービス計画の作成
- ⑥ 給付管理の実施
- ⑦ 介護サービスの利用状況の確認
- ⑧ 医療サービス提供事業所や福祉・医療機関などとの協力
- ⑨ 委託された介護保険認定調査

3 実施地域

白井市・印西市・船橋市・鎌ヶ谷市・柏市

II 介護予防及び日常生活総合支援事業対象者のケアマネジメント

予防給付におけるケアマネジメント業務を各自治体の地域包括支援センターより受託し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続していけるよう、要介護状態になることをできる限り予防することを目的としたケアマネジメント業務を行う。

4 サービス実施内容

- (1) アセスメント
- (2) 介護予防ケアプランの作成
- (3) サービス担当者会議
- (4) モニタリングと評価
- (5) 給付管理(地域包括支援センターに、給付管理内容を正確かつ迅速に報告する。)
- (6) 請求業務(委託料の支払い請求の管理を的確に行う。)
- (7) 対象者
対象者・・・地域包括支援センターより依頼のあったよう支援者
定員・・・特に定めない。

西白井駅前地域包括支援センター

地域に暮らす人たちの介護予防や日々の暮らしを様々な側面からサポートすることを主な役割とし、高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関として地域の窓口となる。

1 重点目標

※ 地域に暮らす高齢者が、住み慣れた環境で自分らしい生活を継続することができるよう、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービスや関係機関及び制度の利用につなげていく。

※ 行政や関係機関、地域住民と連携を図りながら、地域特性に合わせた「地域包括ケアシステム」を進める仕組みづくりを推進していく。

2 実施内容

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業

① 介護予防ケアマネジメント業務

- ・地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行うことを基本としつつ、利用者のできることを利用者と共に発見し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高める。
- ・適切な介護予防プログラムに参加することで、介護予防の効果を発揮し、生活の質を向上させる。

② 日常生活支援総合事業

多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者・二次予防事業対象者に対して、介護予防や、配食・見守り等の生活支援サービス等を、総合的に提供する。

(2) 包括的支援事業

① 総合相談支援業務

- ・高齢者の様々な相談に応じ、適切なサービス利用や専門機関につないでいく。多様な相談に対応できるよう関係機関との情報交換を行い、相談窓口の連携強化を図る。
- ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境について実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組んでいく。

② 権利擁護業務

- ・権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して生活できるよう支援を行う。
- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などの支援のため成年後見制度の活用につなげていく。
- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき速やかに当該高齢者の状況を把握し白井市の担当部署と連携し対応する。

③ 包括的・継続的ケアマネジメント業務

- ・施設、在宅を通じて個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実施するために、医療機関を含めた関係機関との連携体制強化に努める。
- ・地域の介護支援専門員が円滑に業務を実施できるよう情報提供や事例検討会、研修等を実施する。

④ 在宅医療・介護連携

多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制を構築するため、市内医療機関・

居宅介護支援センター・介護サービス事業所との連携を図る。
 疾病を抱えていても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるように、医療と介護の連携を強化する仕組みを整える。

⑤認知症施策

地域住民を対象に「認知症サポーター養成講座」等を開催し認知症理解の普及に努める。

⑥生活支援サービスの充実

元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍する場の創設に努める。

(3)地域ケア会議の実施

① 個別ケースについて多機関、他職種が多角的視点から検討を行うことにより、住民の課題解決を支援する。そして、支援に困難を感じているケースや自立に向けた支援が難しいケース、あるいは地域の課題だと考えられるケースなどを検討していく。

② 個別課題や地域課題を解決する為に必要な関係機関等の役割を明らかにし課題解決にむけ関係機関が具体的に連携を行う。

(4)指定介護予防支援

① 要支援認定を受けている高齢者の依頼を受けて、介護予防支援計画を作成する。

② 居宅介護支援事業所に一部委託をしている計画については、計画を確認するとともに、担当している介護支援専門員へ計画作成の助言を行う。

③ 指定介護予防支援事業の適切な運営を行えるよう、職員体制の充実に努める。

3 職員体制

主任介護支援専門員	1名
保健師(経験豊富な看護師)	1名
社会福祉士	1名

4 営業日及び営業時間

営業日	火曜日～土曜日
営業時間	8:30～17:15
休日	日曜日及び月曜日
担当地域	白井第三小学校、大山口小学校及び清水口小学校の区域
業務時間外対応	緊急時の対応等に対応するため、上記の開設時間以外であっても、併設する法人本体施設等との連携又は携帯電話への転送等により、24時間対応可能な相談・連絡体制を確保する。